

令和 8 年熊本地震の被災地域の学校が夏季休業を終え、始業するに当たっての留意点をお知らせするものです。

8 文科施第 4 1 8 号

令和 8 年 8 月 1 8 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人の長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項
の認定を受けた地方公共団体の長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長

堀 野 晶 三

総合教育政策局長

淵 上 孝

初等中等教育局長

茂 里 毅

高等教育局長

合 田 哲 雄

令和 8 年熊本地震の発生に伴う夏季休業明けにおける留意点について（通知）

令和 8 年熊本地震により被災した児童生徒等の安全確保及び就学機会の確保に関しては「令和 8 年熊本地震における被災地域の児童生徒等の安全確保及び就学機会の確保等について（通知）」（令和 8 年 7 月 29 日付け 8 文科施第 353 号）及び「令和 8 年熊本地震の発生に伴う専修学校・各種学校の対応等について（通知）」（令和 8 年 7 月 30 日付け 8 文科教第 838 号）（以下これらを「安全確保等通知」という。）においてお知らせしたところですが、被災地域の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）が夏季休業を終え、始業するに当たっての留意点をまとめましたので、下記の事項について十分御留意くださるようお願いいたします。

その際、各地域の被災状況等により、各学校や児童生徒等、教職員の置かれた状況が様々であることから、それぞれの学校において一人ひとりの学習機会の確保や心身の健康を第一義とし、必要に応じて、市町村内での一律的な対応ではなく個々の状況に応じて柔軟に対応するようお願いいたします。

なお、避難先での転入学等の弾力的な受入れについては、「令和8年熊本地震により被災した児童生徒等の公立学校への弾力的な受入れ等に関するQ & Aとフローチャートの送付について（周知）」（令和8年8月18日付け事務連絡）においてお知らせしておりますので、必要に応じて参照してください。

都道府県教育委員会教育長においては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会教育長においては所管の学校に対して、都道府県知事においては所轄の学校及び学校法人等並びに域内の市区町村認定こども園所管部局、所轄の認定こども園及び認定こども園の設置者に対して、附属学校を置く国公立大学法人の長においてはその管下の学校に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長においては所轄の学校及び学校設置会社に対して、本通知の趣旨について十分御周知くださるようお願いいたします。

記

1. 学校施設等における安全確保及び衛生状態の確保について

教育活動の実施に当たっては、安全確保等通知に記載の留意点を踏まえ、校舎や屋内運動場等の学校施設等における安全性の確認はもとより、道路の損壊等の危険箇所を把握し、必要に応じて通学路の変更を検討するなど、児童生徒等の安全に万全を期すとともに、被災した学校等の適切な衛生状態が確保されるよう配慮すること。

なお、「休業日明けの時期等における熱中症事故の防止について（依頼）」（令和8年8月18日付け事務連絡）にあるとおり、休業日明けの時期は、子供たちの体が暑さや学校等における様々な活動に慣れていないこともあり、命に係わるケースもある熱中症事故のリスクが高い時期と考えられることから、学校教育活動等の実施に当たっては、実施体制や指導内容等に一層の注意をされたいこと。

2. 学校施設の避難所利用が継続する場合等の対応について

被災地域の状況によっては、夏季休業明け以降も学校施設が避難所として利用されるなど、一定期間、避難者と児童生徒等が同じ施設を共有することとなる場合が考えられるところ、避難者と児童生徒等との動線の設定をはじめ

とした校内の施設利用や学校行事、体育等の授業の在り方について検討すること。

3. 児童生徒等の状況の把握について

学校施設の被災等により学校が始業できない場合や、学校が始業しても特定の児童生徒等が通学することが困難となっているような場合など、対面により学校や教職員等が児童生徒等の状況を直接把握することが困難である場合には、オンライン等の方法により、児童生徒等との間で、定期的、継続的に連絡をとれる体制を確保するように努めること。

その上で、こうした場合は特に、児童生徒等が学校以外の場所においても学習が継続できるよう、その時点での学習環境の整備を図ること。

4. 学習指導等について

今回の令和8年熊本地震により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、当該児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることがないよう、災害の状況や児童生徒の実情等を十分に踏まえながら、可能な場合には ICT 等を活用した学習指導を行うなど、できる限り学びの継続に努めること。

今回のような、非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して ICT 等を活用した学習指導を行った際の学習評価への反映や指導要録上の取扱については、

- ① ICT 等を活用した学習状況やその成果については学校における学習評価に反映することが可能であること
- ② 指導計画への適切な位置づけや教師による学習状況・成果の把握といった要件を満たす場合には、十分な定着が見られる学習内容について再度対面指導で取り扱わないことも可能であること
- ③ 登校できなかった場合であっても、その日数は指導要録上「欠席日数」としては記録せず、オンラインを活用した学習指導を実施したと校長が認める場合には、オンラインを活用した特例の授業を受けた日数等を記録すること

などとしているところであり、各教育委員会や学校においては、それぞれの実情を踏まえて積極的に取組を進めること。

また、児童生徒が学校に登校することができるようになった時点では、対面により学習状況等を把握し、児童生徒や教職員の負担にも配慮しつつ、必要に応じて、教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習等の措置を講じるなど配慮すること。

こうした場合においては、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公

共団体の条例等に則り、適切に割振りの変更を行った上で、補習等のための指導員等派遣事業や教職員加配の活用等も含め、教職員の業務負担軽減に配慮すること。

上記の点に関し、非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導上の留意点や学習評価への反映・指導要録上の取扱等については「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和３年２月１９日付け２文科初第１７３３号）において、特に ICT を活用した学習指導等を実施する際の留意点や実践事例等については「やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への ICT を活用した学習指導等について」（令和４年１月１２日付け事務連絡）において関連事項を示しているため、適宜参照すること。

なお、文部科学省からの要請を受けて、Apple 社、Google 社及び Microsoft 社から被災地域の ICT 環境の整備に対して支援する意向が示されていることから、ICT 端末等の破損等により支援が必要な自治体においては、文部科学省まで御相談いただきたい。

《関連 URL 等》

- ・感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）（令和３年２月１９日付け２文科初第１７３３号）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/mext_01194.html
- ・やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への ICT を活用した学習指導等について（令和４年１月１２日付け事務連絡）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_99901.html

５．課程の修了の認定等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮すること。

なお、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和３年２月１９日付け２文科初第１７３３号）においても示したとおり、非常時に臨時休業を行い、学校教育法施行規則等に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

また、被害を受けた地域等の高等学校等においても、授業時数の取扱いについて、小学校及び中学校等と同様に配慮すること。

《関連 URL 等》

- ・感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）（令和 3 年 2 月 19 日付け 2 文科初第 1733 号）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/mext_01194.html

6. 心のケアを含む健康相談等の充実について

安全確保等通知に記載の留意点を踏まえ、児童生徒等の心の健康問題に適切に取り組むよう配慮すること。また、被災した児童生徒等の心のケアのため、児童生徒等の状況に応じて、スクールカウンセラー等による支援についても適切に検討すること。

《関連 URL 等》

- ・令和 8 年熊本地震におけるスクールカウンセラーの派遣について（令和 8 年 7 月 30 日付け事務連絡）
https://www.mext.go.jp/content/20260805-ope_dev03-000051305_5.pdf

7. 障害のある児童生徒等の学習について

障害のある児童生徒等が被災した場合、一人一人の障害の状態や特性等を理解して適切な配慮の下に対応することが特別に必要な場合もあることに留意しながら、一人一人の教育的ニーズに応じた必要な支援と適切な指導を行うこと。特に発達障害のある児童生徒等への対応に当たっては、普段の生活と異なる状況等においても見通しをもって安心して学べるよう環境を調整するといった工夫にも留意すること。その際、文部科学省の「障害のある子供の教育支援の手引（令和 3 年 6 月）」や国立特別支援教育総合研究所の「災害時における障害のある子どもへの支援」、厚生労働省の「災害時の発達障害児・者支援について」も適宜参照すること。

また、障害のある児童生徒等に普段から指導している教師等による指導が継続できない場合や、別の学校での受入れ等に当たっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の確実な引継ぎ等により、障害の状態等を踏まえた支援・指導や合理的配慮の提供が引き続き行われるよう配慮すること。

《関連 URL 等》

- ・障害のある子供の教育支援の手引（令和 3 年 6 月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm
- ・国立特別支援教育総合研究所「災害時における障害のある子どもへの支援」
https://www.nise.go.jp/nc/report_material/etc/disaster

- ・厚生労働省「災害時の発達障害児・者支援について」

http://www.rehab.go.jp/application/files/4117/0493/8611/24_0111_A4_.pdf

8. 外国人児童生徒等の学習について

外国人児童生徒等への教育活動の実施に関し、保護者に対して連絡を行う際には、必要に応じて多言語での情報提供に配慮することが重要であること。その際、多言語翻訳システム等の ICT の活用や、地域の国際交流協会や首長部局（国際交流部局等）と連携して行うことなどが考えられること。

また、日本語指導が必要な児童生徒等を普段から指導している教師等による指導が継続できない場合や、別の学校での受入れ等に当たっては、個別の指導計画を活用するなど、必要な指導等が引き続き行われるよう配慮すること。

文部科学省の「外国人児童生徒受入れの手引」や、保護者へのお知らせに利用できる多言語対応の文書資料及び児童生徒等への指導・学習に利用できる教材・資料を検索できるウェブサイト「かすたねっと」も必要に応じて適宜参照すること。

《関連 URL 等》

- ・「外国人児童生徒受入れの手引」（令和元年 3 月改訂）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

- ・帰国・外国人児童生徒教育のための情報検索サイト「かすたねっと」

<https://casta-net.mext.go.jp/>

9. 教職員の健康管理・安全衛生について

令和 8 年熊本地震の対応等に伴い関係業務に従事する教職員は、心身の負担が過度となりメンタルヘルスに不調をきたすことが懸念されることや、熱中症のリスクが高い時期と考えられることから、「令和 8 年熊本地震の対応等に伴う職員の健康管理・安全衛生について」（令和 8 年 7 月 29 日付け事務連絡）を踏まえ、教職員に係る相談窓口の周知・活用に努めるとともに、熱中症防止対策にも留意すること。

10. 幼稚園等における受入れについて

幼稚園等における受入れに当たっては、「子ども・子育て支援に係る災害対応について（周知）」（令和 8 年 7 月 28 日付け事務連絡）において、各教育・保育施設等における利用定員の弾力化等について示していること。また、子ども家庭庁から発出された「令和 8 年熊本地震に係る保育関係の災害対応に

ついて（周知）」（令和 8 年 8 月 7 日付け事務連絡）では、「保護者が災害の復旧に当たっている場合には、保護者の就労状況等の如何に関わらず、保育の必要性が認められ、保育所等を利用すること」が可能である旨が示されており、保護者が災害の復旧に当たっている場合には保育の必要性の認定が可能であり、幼児教育・保育の無償化の対象となるため、必要な指導・支援をしていただきたいこと。

《関連 URL 等》

- ・ 子ども・子育て支援に係る災害対応について（周知）（令和 8 年 7 月 28 日付け事務連絡）
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_re_sources/5d057b74-547a-42ef-a756-47d622945484/7c9cc4fd/20260730_policies_others_08.pdf
- ・ 令和 8 年熊本地震に係る保育関係の災害対応について（周知）（令和 8 年 8 月 7 日付け事務連絡）
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_re_sources/5d057b74-547a-42ef-a756-47d622945484/b4e74409/20260812_policies_others_63..pdf

11. 専修学校・各種学校について

専修学校・各種学校に在籍する学生等や教職員についても、1 から 9 までに記載の趣旨を踏まえて適切な取り扱いを行うこと。

また、学習指導等については、「専修学校（高等課程）におけるやむを得ず学校に登校できない生徒等への ICT を活用した学習指導等について」（令和 3 年 8 月 30 日付け事務連絡）を適宜参考にするとともに、「被災した学生等の学修機会の確保について」（令和 8 年 8 月 17 日付け事務連絡）のとおり、遠隔授業等の実施における配慮等について、学生等に不利益が生じないよう適宜参照すること。

なお、課程の修了の認定等については、「専修学校等に係る学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q & A 等の送付について（令和 3 年 6 月 9 日時点）」（令和 3 年 6 月 9 日付け事務連絡）にて示している取り扱いについて、留意事項等を踏まえ、必要に応じて適宜参照すること。

《関連 URL 等》

- ・ 専修学校（高等課程）におけるやむを得ず学校に登校できない生徒等への

ICT を活用した学習指導等について（令和 3 年 8 月 30 日付け事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20211215-mxt_kouhou01-000007002_2.pdf

- ・「被災した学生等の学修機会の確保について」（令和 8 年 8 月 17 日付け事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20260817-ope_dev02-000051305_1.pdf

- ・専修学校等に係る学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q & A 等の送付について（令和 3 年 6 月 9 日時点）（令和 3 年 6 月 9 日付け事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20210610-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

《関連 URL 等》

- ・令和 8 年熊本地震における被災地域の児童等生徒等の安全確保及び就学機会の確保等について（通知）」（令和 8 年 7 月 29 日付け 8 文科施第 353 号）

https://www.mext.go.jp/content/20260729-ope_dev03-000051305_4.pdf

- ・「令和 8 年熊本地震の発生に伴う専修学校・各種学校の対応について（通知）」（令和 8 年 7 月 30 日付け 8 文科教第 838 号）

https://www.mext.go.jp/content/20260805-ope_dev03-000051305_3.pdf

【本件連絡先】

<全体に関すること>

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官付企画係
（電話）03-6734-2319 （メール）bousai@mext.go.jp

<1. のうち、学校施設等における安全確保に関すること>

大臣官房文教施設企画・防災部参事官付防災推進係
（電話）03-6734-2235 （メール）bousai@mext.go.jp

<1. のうち、学校施設等における衛生状態の確保に関すること>

[学校環境衛生関係] 総合教育政策局健康教育・食育課保健管理係
（電話）03-6734-2976 （メール）kenshoku@mext.go.jp

[学校給食実施関係] 総合教育政策局健康教育・食育課
食育推進・学校給食振興室学校給食・食育係
（電話）03-6734-2694 （メール）shoku@mext.go.jp

< 2. 及び 3. に関する事>

初等中等教育局初等中等教育企画課地方教育行政係

(電話) 03-6734-4676 (メール) iinkai@mext.go.jp

< 4. 及び 5. に関する事>

初等中等教育局教育課程課教育課程企画室企画係

(電話) 03-6734-2368 (メール) kyokyo@mext.go.jp

< 4. のうち、ICT 端末等の整備に関する事>

初等中等教育局参事官付情報基盤整備係

(電話) 03-6734-3148 (メール) gakujiyo-kyozai@mext.go.jp

< 4. のうち、公立学校の教職員加配に関する事>

初等中等教育局財務課定数企画係

(電話) 03-6734-2038 (メール) teisu@mext.go.jp

< 4. のうち、学習指導員等の配置に関する事>

初等中等教育局教育職員政策課働き方推進室校務推進係

(電話) 03-6734-3704 (メール) ko-mu@mext.go.jp

< 6. のうち、健康相談等に関する事>

総合教育政策局健康教育・食育課保健管理係

(電話) 03-6734-2976 (メール) kenshoku@mext.go.jp

< 6. のうち、スクールカウンセラー等に関する事>

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生徒指導第二係

(電話) 03-6734-3289 (メール) s-sidou2@mext.go.jp

< 7. に関する事>

初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

(電話) 03-6734-3193 (メール) tokubetu@mext.go.jp

< 8. に関する事>

総合教育政策局国際教育課日本語指導係

(電話) 03-6734-2035 (メール) nihongo-shidou@mext.go.jp

< 9. に関する事>

初等中等教育局初等中等教育企画課公務員係

(電話) 03-6734-2588 (メール) syoto@mext.go.jp

総合教育政策局健康教育・食育課企画調整係

(電話) 03-6734-4950 (メール) kenshoku@mext.go.jp

<10. に関する事>

初等中等教育局幼児教育課新制度・人材確保支援担当

(電話) 03-6734-2374 (メール) youji-jinzai@mext.go.jp

<11. に関する事>

総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室専修学校第一係

(電話) 03-6734-2915 (メール) syosensy@mext.go.jp